



平成29年度答申第9号

平成30年1月17日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）

平成29年11月13日付け審査請求（市長）第4号の3『諮問書』による行政
文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年5月31日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、審査庁が審理員意見書のとおり棄却の裁決をすることは、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件補助金交付申請書及び添付書類（以下「本件補助金交付申請書等」という。）の自治会長の氏名及び住所（以下「氏名等」という。）について

自治会長の氏名等は、野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

その理由は、①野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則第1条及び第2条の規定、②市民生活部・市民生活課の対応の実情、③野田市立図書館所蔵の平成14年度の「野田市神社台帳」の香取神社のところに役職者の氏名・住所・電話番号の記載があるためである。

- (2) 本件補助金交付申請書等における「土地使用貸借契約書（甲）の内訳」（以下「本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳」という。）のうちの5名の氏名等について

5名の氏名等を開示すべきである。

その理由は、①不開示とされた5名は相続登記手続を怠っているだけであり、相続登記を促している法務局の行政事務に反する結果となる、②前記5名のうち3名はNTT東日本「ハローページ」2012.7版に氏名・電話番号・住所を公開しているためである。

- (3) 本件補助金交付申請書等における「土地賃貸借契約書」（以下「本件土地賃貸借契約書」という。）について

貸主は、世間相場より低賃料で貸しているのに、賃料に関する不開示部分を開示すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件補助金交付申請書等の自治会長の氏名等について

自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

理由は以下のとおりである。

- ① 野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則には、自治会長等の情報を公にするという規定はない。

- ② 市が自治会長の氏名等を提供するのは、原則として次の場合に限定しており、無条件で公にすることを予定されている情報として取り扱っていない。

ア 自治会加入希望者が居住地区の自治会長の情報の提供を求める場合

イ 施工業者等が、工事説明会等を行う目的のために、工事に影響のある地区の自治会長の情報の提供を求める場合

ウ その他の場合 情報を求める者から情報を利用する目的等を書類にて提出していただき、必要があると認めるときに限って提供する。

- ③ 「野田市神社台帳」における総代の役職に該当する者の情報の公開と自治会長の情報の公開との関係が不明であり、審査請求人の主張は理由がない。

- (2) 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうちの5名の氏名等について

- ① 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳に記載された者のうち、不動産登記法に基づく所有権の登記名義人として記録されている者の氏名等については、条例第6条第2号ただし書アに該当すると判断し開示した。

不動産登記法に基づく所有権の登記名義人として記録されていない5名については、不開示の例外規定である条例第6条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

なお、審査請求人が主張するとおり、不開示とした当該5名が登記手続を怠っている者だとしても、その事実をもって不開示情報から除外される規定はなく、審査請求人の主張は理由がない。

- ② 審査請求人は、不開示とした3名の氏名・電話番号・住所が「ハローページ」に記載され、公開されていると主張するが、「ハローページ」と本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳との関係は不明であり、審査請求人の主張は理由がない。

- (3) 本件土地賃貸借契約書について

本件土地賃貸借契約書は、本件補助金交付申請書の添付書類であり、申請者が当該申請に係る用地を自治会集会施設として使用する権利を有することを確認するためのものである。

この契約書に記載された賃料の額は、賃貸人である法人与賃借人である自治会との間の交渉による合意に基づく額であるが、この額が公にされると、今後、当該法人又は当該自治会と土地の賃貸借契約を行う者に利用されるなど、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。

よって、賃料の額は、条例第6条第3号に規定する不開示情報に該当する。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考えます。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件の争点

本件の争点は、①本件補助金交付申請書等について、自治会長の氏名等を不開示としたことが違法又は不当といえるか、②本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうち、貸付地の共有者16名のうち5名についての氏名等を不開示としたことが違法又は不当といえるか、③本件土地賃貸借契約書の一部を不開示としたことが違法又は不当といえるかの3点である。

(2) 審理員の判断

争点①について

ア 自治会長の氏名等は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であり、条例第6条第2号により原則として不開示とされる。ただし、同条同号ただし書に該当する場合は、例外として開示すべきことになる。

本件では、審査請求人が主張するように、ただし書アの「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかの問題となる。

イ 審査請求人は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則第1条及び第2条の規定の解釈からすれば、自治会長や代表者の氏名の公開は当然に求められていると主張するが、規則の目的を定める第1条、規則の用語の定義規定である第2条から、自治会長等個人の氏名の公開を導くことはできず、審査請求人の解釈には誤りがあると言わざるを得ない。

ウ 条例第6条第2号ただし書アの「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることを要するが、自治会長の氏名等は、公衆が知り得る状態に置かれているということとはできない。

この点、審査請求人は、証拠として自治会会員名簿を提出し、自治会長の氏名は「慣行として公にされている」と主張する。

しかし、前記自治会会員名簿は、自治会構成員の便宜のために、自治会長の権限で作成されたものと考えるのが相当であり、自治会員に対しては公開されていると言えるが、それは特定の地域内の特定の構成員に対する公開であって、「現に（特定されていない）公衆が知り得る状態に置かれ」た情報とは言えないというべきである。

審査請求人は、自治会会員名簿は公開禁止にはなっていない（審査請求人の平成29年9月27日付回答書）と主張するが、現に公開されていない以上、前記判断に変わりはない。

審査請求人は、ほかにも野田市神社台帳、香取神社石碑写真、社会福祉協議会役員名簿等を自治会長の氏名が公開されている証拠として提出しているが、これらには個人の氏名が記載されているだけであり、誰が自治会長かを公開するために作成されたものではないのであるから、審

査請求人の主張を裏付ける証拠とは言えない。

処分庁の主張によれば、市が自治会代表者の氏名等を提供するのは、原則として三つの場合に限定されており、一般に公開されているとは認められない。審査請求人は、証拠書類として水路・道路の用途廃止の同意書を提出しているが、これは実際の必要性から、個別に自治会長の情報を開示する例であって、むしろ処分庁の主張を裏付けるものである。

エ 以上に述べた理由から、自治会長の氏名等を不開示としたことに違法又は不当な点は認められない。

争点②について

ア 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうち、貸付地の共有者16名のうち5名についての氏名等は、個人に関する情報として、条例第6条第2号により原則として不開示とすべき情報である。ただし、争点①で述べたとおり、同条同号ただし書アに該当すれば開示すべき情報ということになる。

イ 審査請求人は、共有地地主会名簿、共有地写真を証拠として提出し、前記土地の所有者に関する情報は、条例第6条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報」に該当するので、不開示とすることは違法又は不当であると主張する。

しかし、地主会名簿は、会員相互の親和協力・コミュニケーション・助け合いを図ることを目的として、会長の責任において作成されたものであり（審査請求人の平成29年9月27日付回答書）、審査請求人は公開禁止の約束事にはなっていないと主張するが、作成目的から考えて一般に公開されているものとするのは無理がある。

したがって、審査請求人の提出した証拠書類によっては、ただし書アに該当するとは言えない。

ウ 処分庁は、土地共有者のうち、所有名義人として登記されている共有者については、「慣行として公にされている情報」に該当するとして開示している。

登記事項は、何人でも閲覧可能であり、容易に土地共有者に関する情報を知り得るのであり、処分庁が、登記上の所有名義人についての情報について、「慣行として公にされている情報」と判断したことは相当ということができる。

この点、審査請求人は、所有名義人として登記していない共有者は相続登記を懈怠している者であり、その者に関する情報だけを不開示とするのは不当であると主張するが、条例第6条第2号ただし書アの規定を解釈する限り、相続登記の懈怠等の事情を考慮することまでは求められていないのであるから、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

エ 以上に述べたことから、本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳のうち、貸付地の共有者16名のうち5名についての氏名等を不開示とした処分

庁の決定に違法又は不当な点はない。

争点③について

ア 本件土地賃貸借契約書の内容は、株式会社と自治会という団体が契約当事者であることから、個人に関する情報ではなく、法人等に関する情報である。したがって、処分庁が不開示とした同土地賃貸借契約書の一部（争点③）も当然に法人等に関する情報ということができる。

法人等に関する情報は、個人に関する情報とは異なり、原則として開示すべきであり、例外として条例第6条第3号ただし書に該当する場合には不開示とすべきことになる。

イ 条例第6条第3号ただし書アは、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすべき情報と規定している。

本件土地賃貸借契約書のうち、賃料に関する部分は、賃貸借契約の重要な要素をなす部分であり、処分庁が主張するように「この額が公にされると、今後、当該法人又は当該自治会と土地の賃貸借契約を行う者に利用されるなど、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある」ことは否定しきれない。したがって、これを不開示としたことには理由があり、違法又は不当とはいえない。

第4 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年11月13日	諮問書の受理
平成29年11月29日	市長から対象行政文書の写しを受理
平成29年11月30日	審議
平成29年12月26日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性又は相当性について

(1) 本件補助金交付申請書等における自治会長の氏名等について

審査請求人は、野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則第1条及び第2条の規定により、自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書に規定する「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張しているが、同規則第1条は規則の目的を、第2条は用語の定義を定めているものであり、その他の規定からも、自治会長の氏名等が公開を予定されていると読み取ることはできない。

また、市が自治会長の氏名等を外部に提供するのは、運用として、原則、三つの場合に限定しており、無条件で公にすることが予定されている情報として取り扱っていないという処分庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

このほか、審査請求人は、自治会会員名簿を提出し、自治会長の氏名等は

慣行として公にされている情報と主張するが、同名簿は自治会の構成員という特定された者に対する公開であるため、これを「公」にされている情報ということはできない。同様に、審査請求人は神社台帳等を自治会長の氏名等が公開されている証拠として提出しているが、これらは個人の氏名が記載されているもので、自治会長として氏名が公開されているものではないため、これらをもって、自治会長の氏名等が「公」にされている情報ということとはできない。

以上のことから、自治会長の氏名等は、条例第6条第2号ただし書に規定する情報には該当しないと判断する。

- (2) 本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳における土地の共有者16名のうち5名の氏名等について

処分庁によると、本件土地使用貸借契約書（甲）の内訳における土地の共有者のうち、共有者として登記されている者の氏名等については、条例第6条第2号ただし書に規定する「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」として開示している。不動産の登記記録は、何人でも入手することが可能であり、容易に土地所有者に関する情報を知り得るものであるため、登記記録全部事項証明書に記載されている者を開示し、記載されていない者を不開示とした処分庁の判断は相当であると判断する。

審査請求人は、不開示とされた者は相続登記を懈怠している者であるため、不開示処分は不当であると主張するが、条例第6条第2号ただし書の規定の適用は相続登記の申請の有無の事情に影響されるものではない。

- (3) 本件土地賃貸借契約書の契約の内容について

審査請求人は、本件土地賃貸借契約書の賃料に関する部分について、世間の相場より低賃料で契約していることから開示すべきであると主張しているが、本件土地賃貸借契約書は、法人と自治会との間の合意に基づき作成されたものであって、その賃料に関する部分は、当事者間において重要な要素をなす部分であり、当事者以外の者にその賃料が明らかになると、今後、当該法人又は当該自治会と賃貸借契約を行う者に利用されるなど、当該法人及び当該自治会の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、賃料に関する部分を条例第6条第3号ただし書アに規定する「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として不開示とした処分庁の判断は相当であると判断する。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。